

平成31年2月6日

## まちづくり委員会資料

平成31年第1回定例会 専決処分報告について

報告第1号

市長専決処分第6項 訴えの提起について

まちづくり局

# 報告 訴えの提起について

## 1 被告[使用料滞納者、不正入居者、高額所得者及び無断退去者]

	区分	被告の氏名	居住の開始	備考
1	使用料滞納者	* * * *	H 3. 3. 1	
2	使用料滞納者	* * * *	S 62. 1. 1	
3	使用料滞納者	* * * *	H 4. 12. 11	
4	使用料滞納者	* * * *	S 31. 7. 12	居住の開始は当初の使用許可により居住を開始した日
5	不正入居者	* * * * * * * * * * * *	S 55. 11. 1 *3	居住の開始は当初の使用許可により居住を開始した日
6	使用料滞納者	* * * *	H 26. 12. 2	

\* 1 滞納者の未払月数 10 箇月分から 23 箇月分

\* 2 滞納者の未払の使用料の額 361, 329 円から 1, 110, 780 円

\* 3 不正入居者となったのは平成 30 年 2 月 2 日である。

## 2 市営住宅の明渡しを求める理由等

- ・ 市の納付指導にもかかわらず使用料を納付しない滞納者のうち、使用料を 3 箇月分以上滞納し、明渡請求以外に滞納解消が図れない者【使用料滞納者】
- ・ 市営住宅を権原なく占有するに至り、本市の再三にわたる明渡しの要求にも関わらず、これに応じず退去しない者【不正入居者】

## 3 市営住宅の明渡手続の主な経過

対象者について、川崎市営住宅等明渡請求審査会に付議し、明渡請求を行う旨を決定した後において、

- ① 使用料滞納者については、市営住宅明渡請求予告通知書を送付して使用料の納付を求め、それでも完納しない場合は、市営住宅明渡請求書により賃貸借契約を解除し、市営住宅を明け渡すよう請求した。
- ② 不正入居者については、市営住宅明渡請求書を送付し、直ちに賃貸借契約を解除し、市営住宅を明け渡すよう請求した。

しかしながら、いずれの者も退去の意思が認められないことから、明渡請求の訴えを提起した。

No.	予告通知年月日	明渡請求通知年月日	明渡期限	訴え提起年月日
1	H30. 2. 9	H30. 6. 26	H30. 10. 2	H30. 11. 15
2	H30. 2. 9	H30. 6. 26	H30. 10. 2	H30. 11. 15
3	H30. 5. 11	H30. 6. 26	H30. 10. 2	H30. 11. 15
4	H30. 5. 11	H30. 6. 26	H30. 10. 2	H30. 11. 15
5	—	H30. 9. 21	—	H30. 11. 15
6	H30. 5. 11	H30. 6. 26	H30. 10. 2	H30. 11. 15

#### 4 訴え提起件数 (参考)

平成28年度 20件

平成29年度 27件

平成30年度(1月末現在) 17件